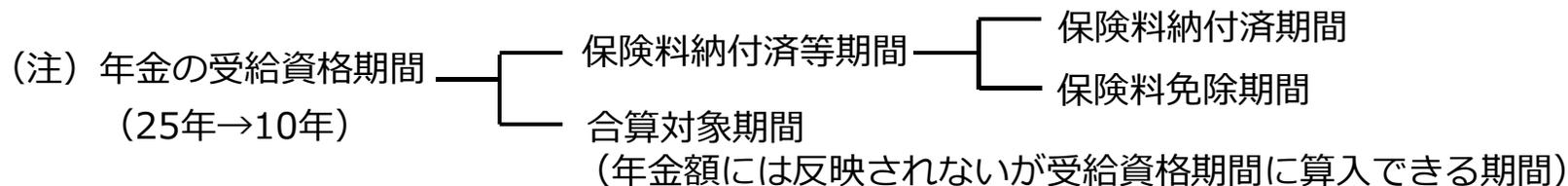


## Ⅱ 事業部門

# 1. 受給資格期間短縮について

## 年金受給資格期間短縮 施行後の動き

- 昨年（平成29年）8月1日より、年金の受給資格期間（注）が25年から10年に短縮された。



- 昨年10月から12月までに年金の支払いがされた方（受給資格期間10年以上25年未満）は約46.9万人。（10月：約37.8万人、11月：約5.7万人、12月：約3.4万人）

※参考 基礎年金+厚生年金の平均額（月額）28,012円、最高額（月額）137,374円

- 保険料納付済等期間が10年以上25年未満の方約67.6万人に対し、昨年2月下旬から7月上旬にかけて年金の裁定請求書を送付した。

請求書送付対象の方約67.6万人のうちの障害・遺族年金を受給していない方約59.8万人についてみると、昨年11月末まで請求手続を終えた方の数は、約46.0万人。（約59.8万人に対し、約76.9%）

請求書未提出の方については、今後、再度お知らせを送付する予定。

- また、年金の納付済等期間が10年未満の方について、年金加入期間や合算対象期間の確認を促す「年金加入期間確認のお知らせ」を昨年12月から本年6月にかけて送付。

- これまでも、生活保護受給者の方や介護施設等に入所している方等で、年金の受給資格期間の短縮により老齢基礎年金の受給権が発生した方の年金の請求への支援について、自治体にご協力をいただいているところであるが、今後ともご協力をお願いしたい。

- なお、年金を受けられるようになったときから5年を過ぎると、法律に基づき、5年を過ぎた分については時効により受け取れなくなるので、ご留意願いたい。（5年分は受け取ることができる。）<sup>32</sup>

# 年金の受給資格期間の短縮に伴う年金の裁定請求手続の状況

## 【対象者数の内訳】

請求書送付対象の方  
約67.6万人

※保険料納付済等期間が10年以上25年未満の方  
※昨年2月下旬から7月上旬にかけて送付済

約59.8万人

※障害・遺族年金を受給していない方

約7.8万人

※障害・遺族年金を受給している方

請求書送付対象外の方  
約47.7万人

※保険料納付済等期間が10年未満の方  
※昨年12月から本年6月にかけてお知らせを送付

約5.3万人

※手続きの結果、カラ期間を足して受給資格期間が25年以上となった方

約40.7万人

※受給資格期間が10年以上25年未満の方

約3.1万人

約8.3万人

※窓口にてカラ期間が確認され、受給資格期間が10年以上となった方

請求書送付対象の方約67.6万人のうち障害・遺族年金を受給していない方約59.8万人についてみると、昨年11月末まで請求手続を終えた方の数は、約46.0万人。  
(約59.8万人に対し、約76.9%)

昨年11月末までに請求手続を終えた方のうち、受給資格期間が10年以上25年未満の方の数は、約52.1万人。  
なお、このうち、昨年10月から12月までに年金の支払いがされた方の数は、約46.9万人。

## 年金の納付済等期間が10年未満の方（約47.7万人）への対応

- 年金の納付済等期間（保険料納付済期間、保険料免除期間）に、合算対象期間（年金額には反映されないが受給資格期間としてみなすことができる期間）を加えた期間が10年以上あれば、老齢基礎年金の受給要件を満たすため、年金の納付済等期間が10年未満の方について、年金加入期間や合算対象期間の確認を促す「年金加入期間確認のお知らせ」を以下のスケジュールで送付。
  - 厚生年金保険、船員保険、国民年金の加入期間（任意加入未納期間（※1、受給資格期間に算入できる）及び特定期間（※2、受給資格期間に算入できる）の月数を含む）に加え、年金加入期間に含まれていない漏れている可能性のある記録（未統合記録）がある場合はその旨（定型文言）を表示。
- ※1 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間で、国民年金に任意加入したが保険料が未納となっている期間。  
 ※2 本来第1号被保険者である期間が第3号被保険者として管理されており、第1号被保険者として訂正した上で届出いただいた期間。

	お知らせ対象者	発送日
1	T15.4.2～S17.4.1生（91歳～75歳）	H29.12.18（送付済）
2	S17.4.2～S23.4.1生（75歳～69歳）	H30.1.22（予定）
3	S23.4.2～S26.7.1生（69歳～66歳）	H30.2.19（予定）
4	S26.7.2～S28.10.1生（66歳～64歳）	H30.3.19（予定）
5	S28.10.2～S30.10.1生（64歳～62歳）	H30.4.23（予定）
6	S30.10.2～S32.8.1生（62歳～60歳）	H30.5.21（予定）
7	～S32.8.1生（共済期間あり者）（60歳～） ～T15.4.1生（旧法対象者）（91歳～）	H30.6.18（予定）

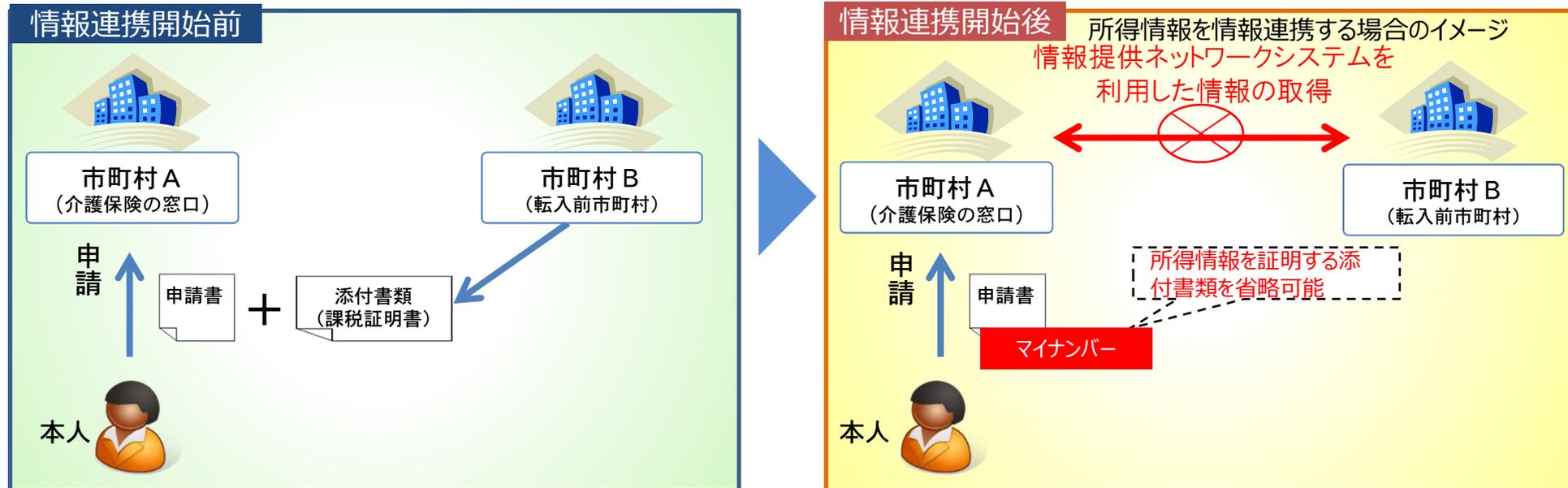


## **2. 公的年金分野でのマイナンバー利用等について**

# マイナンバー制度における情報連携について

- **マイナンバー制度における情報連携とは**  
「マイナンバー法」に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関等の中で個人情報のやり取りを行うこと。
- **「情報連携」により、各種手続に必要な添付書類が省略可能**  
「情報連携」の本格運用が開始された平成29年11月13日以降は、国民の皆さまが各種の手続を行う際、申請書類へマイナンバーを記入いただくことで、これまで必要だった添付書類（住民票の写し、課税証明書等）の省略が可能となります。（下図参照）

【情報連携のイメージ 例：介護保険料の減免の申請】



# データ標準レイアウト関係のスケジュール（案）

- ① データ標準レイアウト（平成30年7月施行版）
  - メジャー改版分の副本登録 : 平成30年5月～
  - 改版の施行 : 平成30年7月
- ② データ標準レイアウト（平成31年7月施行版）
  - ベータ版公開・意見募集開始 : 平成30年4月～
  - 正式版公開 : 平成30年7月

## データ標準レイアウト関係のスケジュール（案）

	平成30年												平成31年			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
①平成30年7月施行版					▲ メジャー改版分 の副本登録			▲改版の施行								
②平成31年7月施行版					▲ベータ版公開 ・意見募集開始			▲公開								

スケジュールの詳細については、関係各府省と調整中。

# 日本年金機構との情報連携について

- 日本年金機構との情報連携開始については、平成30年3月以降順次実施を目標に準備を進めている。実施については一定の試行運用期間が設けられる予定。
- 情報連携の対象となる主な手続については、以下のとおり。

## (1) 地方公共団体等から日本年金機構への情報照会

### ① 原則、行政機関等間で書類を授受している手続(行政機関間手続)

各種公用照会手続において、地方公共団体等から日本年金機構への照会文書の送付や日本年金機構から地方公共団体等への回答文書の送付が不要となる。

(例)精神障害者保健福祉手帳の交付に当たり、地方公共団体から日本年金機構に障害年金の障害等級等を確認するための文書送付が不要となる。

### ② 原則、申請者へ書類の提出を求めている手続(対住民手続)

住民から地方公共団体等への各種手当等の申請時において、これまで必要とされていた年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書等)を添付することが不要となる。

(例)住民が地方公共団体の窓口で児童手当の現況届を提出するに当たり、年金加入証明書の添付が不要となる。

## (2) 日本年金機構から地方公共団体等への情報照会

日本年金機構への年金関係の届出において、これまで必要とされていた住民票の写しや課税証明書等を添付することが不要となる。

(例)年金の裁定請求に当たり、住民票の写しや課税証明書の添付が不要となる。  
国民年金保険料免除申請に当たり、課税証明書の添付が不要となる。

# マイナンバー制度導入後のロードマップ（案）

★：マイナンバー法の改正が必要なもの

2015年  
(H27年) (10月)

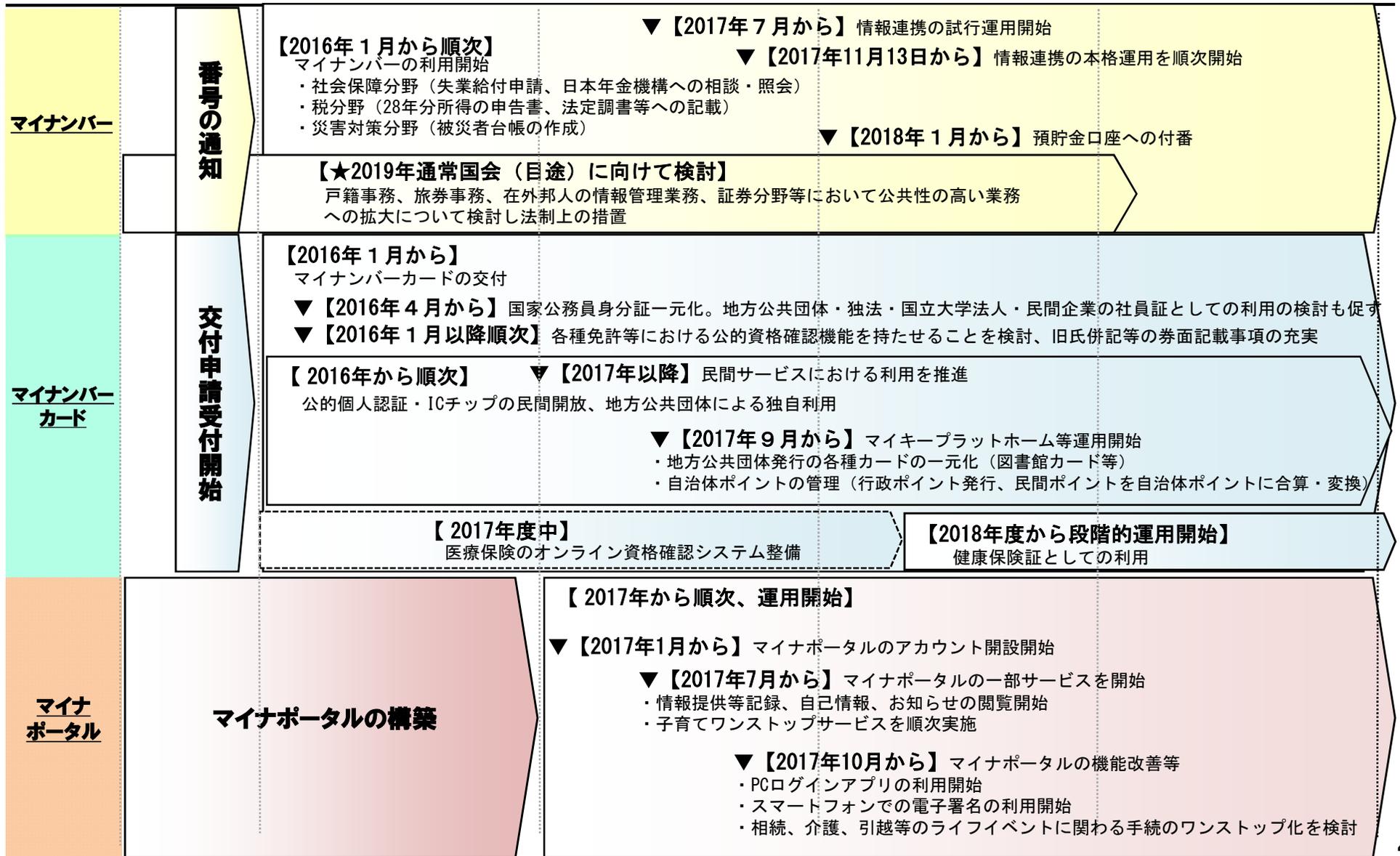
2016年  
(H28年)

2017年  
(H29年)

2018年  
(H30年)

2019年  
(H31年)

2020年  
(H32年)



### **3. 年金生活者支援給付金について**

# 年金生活者支援給付金の概要

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）に対し、年金に上乗せして支給するものである。

【年最大6万円（月最大5,000円）・対象者数 約800万人】

## 高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

### 【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の年金額とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額（約78万円※<sup>1</sup>）以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

### 【保険料納付済期間に基づく給付額】

給付額（月額） = 5,000円※<sup>2</sup> × 保険料納付済期間（月数） / 480月

（例）

保険料納付済期間	480月（40年）	240月（20年）	120月（10年）
給付金額（月額）	5,000円	2,500円	1,250円

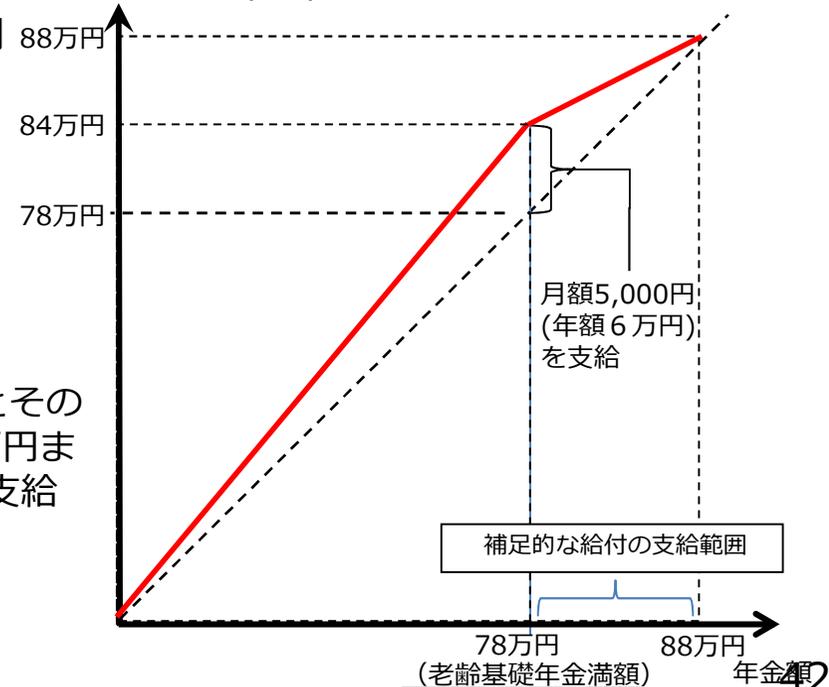
【対象者数】 約500万人

（補足）上記の支給要件②を満たさない者であっても、前年の年金額とその他の所得との合計額が約88万円※<sup>1</sup>までの者に対しては、約78万円までの者と所得総額が逆転しないよう、一定の補足的な給付※<sup>1</sup>が支給される。（補足的な老齢年金生活者支援給付金）（対象者数：約100万人）

- ※<sup>1</sup> 具体的な額は政令で定める予定
- ※<sup>2</sup> 毎年物価スライドにより改定

### <年金だけで生活している者の例>

給付金上乗せ後の額（年額）



### 【保険料免除期間に基づく給付額】

保険料免除期間を有する者については、保険料納付済期間に基づく給付額に加えて、保険料免除期間に基づく給付額を合算した額が支給される。

給付額（月額） = 約10,800円※ × 保険料免除期間（月数） / 480月

※ 老齢基礎年金満額の1/6。保険料1/4免除期間は、約5,400円（老齢基礎年金満額の1/12）。

（例）

保険料納付済期間	保険料全額免除期間	老齢基礎年金額（月額）	給付金額（月額）	老齢基礎年金額 + 給付金額（月額）
480月	0月	65,000円	5,000円	70,000円
360月	120月	56,875円	6,450円	63,325円
240月	240月	48,750円	7,900円	56,650円

### 障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

- 【支給要件】
- ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
  - ② 前年の所得※<sup>1</sup>が、462万1,000円以下※<sup>2</sup>であること

※<sup>1</sup> 障害年金と遺族年金は非課税であるため、給付金の判定に用いる所得には含まれない

※<sup>2</sup> 具体的な額は、扶養親族等の数に応じて、20歳前障害基礎年金の支給停止に係る所得基準額を参考に政令で定める予定

- 【給付額】
- 障害等級2級の者及び遺族である者 …5,000円※<sup>3</sup>（月額）  
障害等級1級の者 …6,250円※<sup>3</sup>（月額）

※<sup>3</sup> 毎年物価スライドにより改定

【対象者数】 約190万人

### その他

- ・ 施行日…平成31年10月1日（消費税率の10%への引上げの日）  
※10月施行のため、初回支払いは、10月・11月分を12月に支給することとなる。
- ・ 手続 …本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・ 費用 …全額国庫負担 ※ 所要額は約5,600億円（一体改革関連法案審議時の試算）
- ・ その他…各給付金は非課税。

## 参照条文（抜粋）

○年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号） 抄

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 抄（平成二十四年法律第六十八号） 抄

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第三条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 平成三十一年十月一日

**②約1800万人の本人及び世帯情報等を収録**

日本年金機構本部

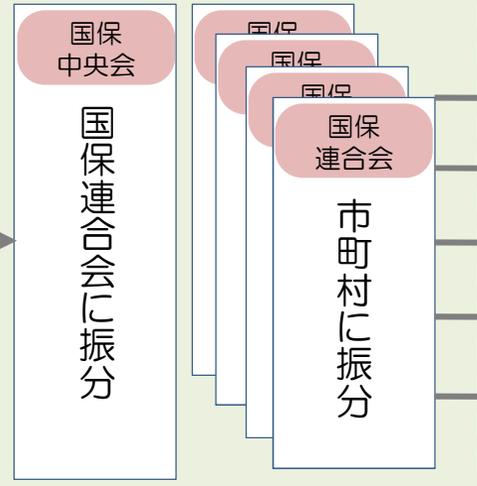
**①約1800万人の候補者情報を抽出**



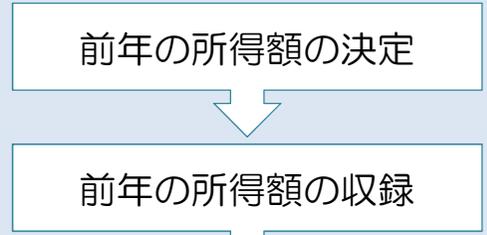
支援給付金支給候補者の情報を回付。  
 【候補者の抽出】  
 ・老齢基礎年金受給者のうち、給付金の候補者  
 ・障害・遺族基礎年金受給者の給付金の候補者

※ 年金給付だけで所得基準額を超えている者は回付しない等、給付金の候補者は可能な限り絞る。

経由機関



市町村



〈給付金支給候補者の所得等情報〉

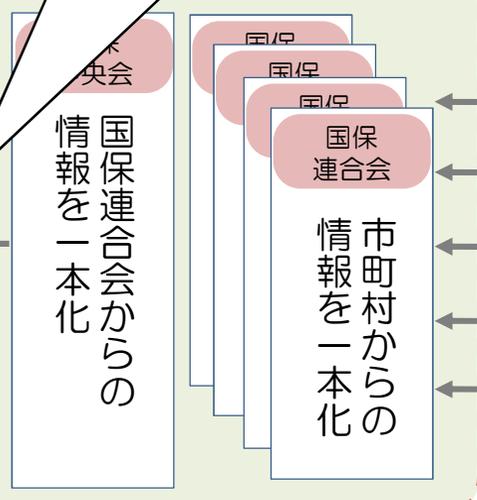
市町村コード
氏名、生年月日等
公的年金等収入・その他合計所得金額
世帯非課税情報
所得情報
扶養親族等の数

**④約800万人の対象者を絞り込**



【対象者判定】  
 <老齢年金給付金>  
 ・世帯非課税であり、公的年金等収入+その他所得金額が78万円以下  
 <補足的老齢年金給付金>  
 ・世帯非課税であり公的年金等収入+その他所得金額が88万円以下  
 <障害・遺族年金給付金>  
 ・20歳前障害基礎年金と同様の所得基準

**③約1800万人分の情報が返送されてくる**



※ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律において、市区町村が所得情報等を提供するために必要な法整備は措置されている。

## **4. 国民年金等事務取扱交付金について**

# 国民年金等事務取扱交付金について

## 1. 国民年金等事務取扱交付金について(参考1、2)

### (1) 法定受託事務に係る交付金(参考3)

基礎年金、老齢福祉年金及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行っている。この法定受託事務に要する費用は、国が交付している。

### (2) 協力連携事務に係る交付金(参考4)

法定受託事務に付随する事務や相談等については、国と市町村との協力・連携のもとで行っている。この協力連携事務に要する費用も、国が交付している。

### (3) 予算措置について

国民年金等事務取扱交付金については、平成25年度、市町村の実態に即した費用等を把握することを目的として、総務省、財務省及び厚生労働省の三省合同で実態調査を実施し、その調査結果を26年度予算から反映し、積算している。

### (4) 平成30年度予算案について

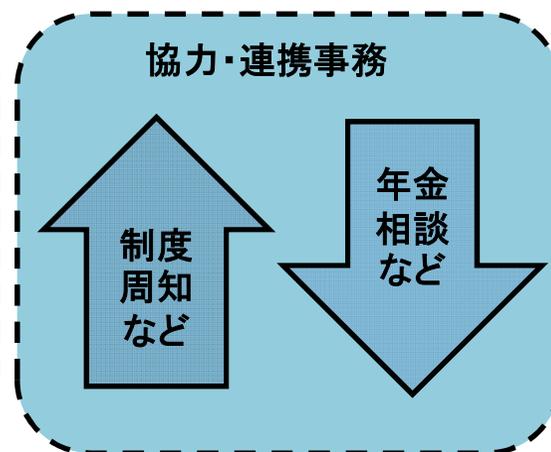
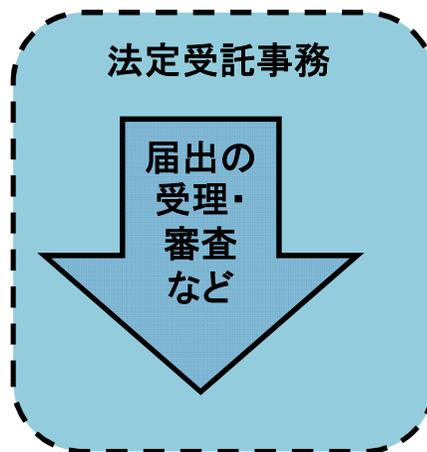
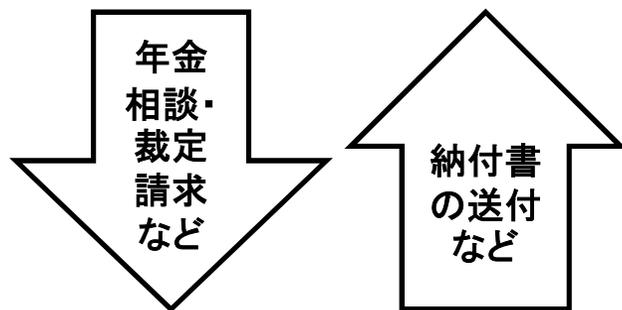
- ・法定受託事務については、人事院勧告を加味している。
- ・協力連携事務については、事業実績を考慮するとともに、市町村から機構に送付する届書報告書の電子媒体化や様式の統一化を実施するためのシステム改修経費に必要な経費を計上している。(平成29年度から順次実施。)

(単位:億円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(案)
法定受託事務	243	231	220	215
協力連携事務	74	62	78	70
合 計	317	293	298	285

# (参考1) 国民年金事務に関する年金事務所等と市町村との関わり

被保険者等



厚生労働省(年金局・地方厚生(支)局)

## (参考2) 国民年金等事務取扱交付金 (概要)

### (1) 市町村の法定受託事務に対する交付

- 基礎年金及び福祉年金、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行っている。
- 法定受託事務に必要な費用は、国が交付することとされている。

基礎年金等事務取扱費  
福祉年金事務取扱費  
特別障害給付金事務取扱費

◇ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）  
（事務費の交付）

第八十六条 政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。

- 政令において、事務に要する被保険者（受給権者）1人当たりの費用を基準単価として定め、被保険者（受給権者）数を基に交付金総額の算定の考え方を規定。
- 基礎年金等事務費交付金及び福祉年金事務費交付金については、政令において各々人件費に対応する部分及び物件費に対応する部分に分ち、これらの部分の市町村毎の算定方法を省令において規定。

### (2) 国民年金事務に係る市町村の協力・連携に対する交付

- 法定受託事務に付随する事務や相談等について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い、国と市町村の協力・連携のもとに実施している。
- 協力・連携に必要な経費については、国が交付している。

協力・連携に要する交付金

## (参考3) 法定受託事務の主な内容

事務の内容	根拠条文
1. 被保険者(第2・3号被保険者を除く。)の資格の取得・喪失, 種別の変更, 氏名・住所の変更等に関する届出を受理し, その届出に係る事実を審査(※1)するとともに, 厚生労働大臣(※2)に報告すること。	【国法12①・105, 国令1の2】
2. 任意加入(高齢任意加入を含む。以下同じ。)及び資格喪失の申出を受理し, 申出に係る事実を審査(※1)するとともに, 厚生労働大臣(※2)に報告すること。	【国法附則5, 改正法附則(平6)11①⑤・(平16)23, 国令1の2】
3. 年金手帳の再交付申請書を受理し, 厚生労働大臣(※2)に報告すること。	【国令1の2】
4. 保険料の全額, 3/4, 1/2, 1/4の免除, 学生納付特例, 若年者納付猶予の申請を受理し, 申請に係る事実を審査(※1)するとともに, 厚生労働大臣(※2)に報告すること。	【国法90・90の2・90の3・改正法附則(平16)19, 国令1の2】
5. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し, 申出に係る事実を審査(※1)するとともに, 厚生労働大臣(※2)に報告すること。	【国法87の2, 国令1の2】
6. 受給権者からの第1号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し, 申請等に係る事実を審査(※1)するとともに, 厚生労働大臣(※2)に報告すること。	【国法16, 国令1の2】
7. 第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む)及び老齢基礎年金を除く基礎年金等の受給権者の死亡に関する届出書を受理し, 届出に係る事実を審査(※1)すること。	【国法105, 国令1の2】

※1 市町村が行う事実の審査とは, 市町村の保有する公簿(戸籍, 住民票, 市町村民税課税台帳等)により, 住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

※2 国民年金法の規定に基づき, 厚生労働大臣から日本年金機構に事務が委任されている。

## (参考4) 市町村との協力・連携事務の主な内容

### 市町村との協力・連携について

- ◆ 地方分権一括法による国民年金事務の見直しの際に法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について、被保険者に対するサービス低下を来たさぬよう、国と市町村との協力・連携のもとに実施している。
- ◆ この協力・連携に必要な費用についても、必要な財政措置を行っている。

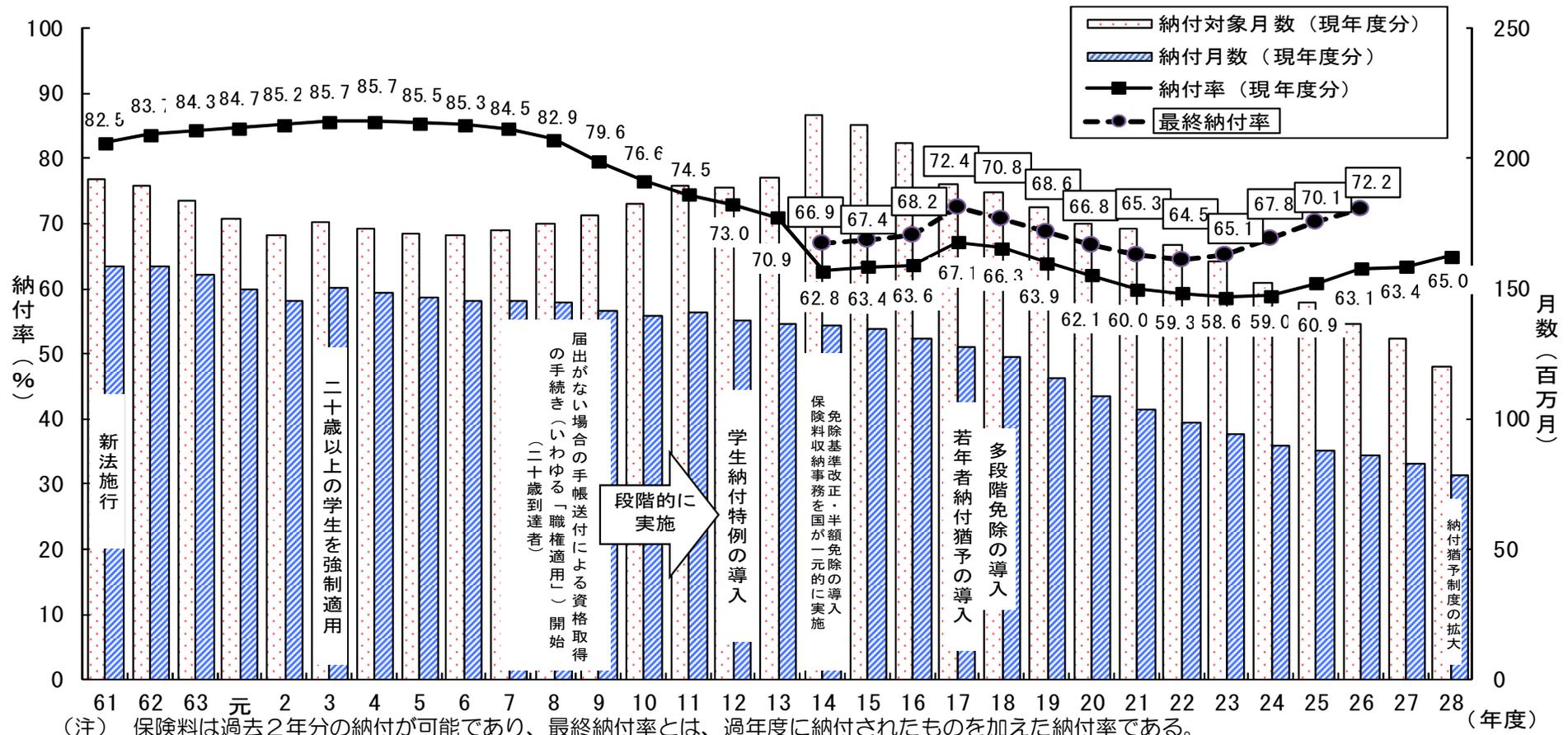
### 協力・連携の状況（平成28年度）

- |                                    |             |
|------------------------------------|-------------|
| 1 資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進     |             |
| (1) 納付督促（資格取得届、氏名変更届、住所変更届）        | (1, 734市町村) |
| (2) 口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理、前納申出受理 | (1, 548市町村) |
| 2 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載             | (1, 608市町村) |
| 3 市町村において行われる相談業務                  | (1, 724市町村) |
| 4 各種情報提供                           |             |
| (1) 所得情報の提供（紙）                     | (228市町村)    |
| (2) 所得情報の提供（磁気媒体）                  | (1, 646市町村) |
| (3) 20歳、34歳、44歳到達者の情報提供（外国人）       | (1, 046市町村) |
| (4) 電話番号の情報提供                      | (1, 327市町村) |
| (5) その他の情報提供                       | (1, 341市町村) |
| (6) 法定受託事務以外の申請書等回付                | (1, 259市町村) |
| (7) 情報提供に必要なシステム開発                 | (4市町村)      |
| 5 障害者手帳交付者への障害年金周知                 | (864市町村)    |
| 6 その他地域の実情を踏まえた協力                  |             |
| (1) 申請免除該当者への案内状送付                 | (94市町村)     |
| (2) 窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談            | (99市町村)     |
| (3) ねんきんネットの情報の提供                  | (166市町村)    |

# **5. 国民年金保険料の収納対策等について**

# 国民年金保険料の収納対策等について

- 国民年金保険料の納付率については、この数年上昇。
- 平成29年度においては、現年度納付率について、少なくとも前年度実績から1.0ポイント以上の伸び幅を確保することを目標としている。
- 平成30年度においても引き続き納付率の向上に取り組むこととし、公平性などの観点から、強制徴収の前提となる督促範囲の拡大を実施することとしている。  
※平成30年度は、控除後所得300万円以上かつ未納月数7月以上の未納者を対象に実施。
- 各市町村におかれても、口座振替等の申出受理や申請免除該当者への案内状送付など、納付率の向上に向けた取組へのご協力をいただきたい。



# 国民年金被保険者に係る平成23年度※と平成28年度の比較

※平成23年度は、国民年金保険料の現年度納付率が過去最低であった。

- 納付督促等の取組を強化した結果、未納者数は大幅に減少している。（約44%減）
- 全額免除者数は、ほぼ横ばいとなっている。また、第1号被保険者数と第2号被保険者数の合計は、ほぼ横ばいとなっており、第1号被保険者数と第2号被保険者数の合計に占める全額免除者数の割合も、ほぼ横ばいとなっている。
- 第1号被保険者に占める全額免除者の割合は増加しているが、これは、雇用の拡大、厚生年金の未加入対策・短時間労働者への適用拡大等により、第1号被保険者から第2号被保険者にシフトしていることが主な原因。

	平成23年度	平成28年度	H23年度→H28年度
第1号被保険者	1,872万人	1,554万人	△318万人（△17.0%）
未納者	320万人	179万人	△141万人（△44.1%）
全額免除者	568万人	583万人	+15万人（+2.6%）
（第1号に占める割合）	（30.3%）	（37.5%）	
（第1号+第2号に占める割合）	（10.7%）	（10.8%）	
納付者	984万人	792万人	△192万人（△19.5%）
第2号被保険者	3,451万人	3,822万人	+371万人（+10.8%）
合    計	5,323万人	5,376万人	+53万人（+1.0%）

- 1) 各年度末現在。
- 2) 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含んでいない。
- 3) 未納者とは、24か月の保険料が未納となっている者。
- 4) 全額免除者とは、法定免除、申請全額免除、学生納付特例、納付猶予となっている者。
- 5) 納付者数は、第1号被保険者数から未納者数、全額免除者数を単純に差し引いて算出したもの。
- 6) 第2号被保険者には、公務員等（共済組合）を含んでいない。

年金局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
I 制度部門(P2~P29)	総務課	企画係	林	3316
II 事業部門(P30~P54)				
1. 受給資格期間短縮について (P31~P35)	事業管理課 給付事業室	年金給付係	浅岡	3655
2. 公的年金分野でのマイナンバー利用等について (P36~P40)	事業企画課	企画係	原田	3579
3. 年金生活者支援給付金について (P41~P45)	事業管理課	企画係	城戸	3667
4. 国民年金等事務取扱交付金について (P46~P51)	事業管理課	国年交付金係	浅見	3661
5. 国民年金保険料の収納対策等について (P52~P54)	事業管理課	国年収納係	浅見	3661